

理解度に合わせ、講座を組み合わせて受講!

はじめてのスマートフォン 体験型講習会(追加開催)

【場所：市民総合体育館・心技館】

日程	時間・内容(各定員・先着7人)			
	9:30-10:30	11:00-12:00	14:00-15:00	15:30-16:30
2/1(木)	—	基本①	基本②	応用①
2/2(金)	—	基本①	基本③	応用⑤

【場所：アイセル シュラ ホール】

日程	時間・内容(各定員・先着7人)			
	9:30-10:30	11:00-12:00	14:00-15:00	15:30-16:30
2/6(火)	—	基本①	基本②	応用③
2/8(木)	基本③	応用⑤	応用④	応用⑤

【講座内容】

基本講座	①	電源の入れ方・ボタンの操作・電話のかけ方・カメラの使い方
	②	インターネット・メールの利用方法
	③	アプリのインストール・SNSの使い方
応用講座	①	マイナンバーカードの申請方法
	②	マイナポータルの活用方法(今回は開講しません)
	③	コロナワクチン接種証明アプリを用いた接種証明書の発行方法
	④	健康保険証利用の登録・公金受取口座の登録
	⑤	市オンライン窓口・市LINEの利用方法

申込方法 電話で

※申込の際に【問い合わせ番号5049】をお伝えください。

申込・問合先

申込受付窓口 ☎0120・121・525

※受付時間は月～金曜日(祝日除く)9時～18時

住民税非課税世帯に対する緊急支援給付金 (1世帯あたり7万円)

(エネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金)

対象 令和5年12月1日時点において、藤井寺市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税でかつ、住民税均等割が課税されている他の親族の扶養を受けていない世帯

※令和5年度に本市からエネルギー・食料品等価格高騰緊急支援給付金(3万円給付)を世帯主の口座で受給した世帯のうち、世帯の状況等に変更がない対象世帯については、既に1月中旬に指定口座への振り込みを完了しています。

【手続を要する世帯の給付までの流れ】

対象世帯の世帯主の方に対し、1月下旬より順次、支給要件確認書を送付しています。必要事項をご記入の上、必要書類と共に返送ください。手続き後、順次指定口座に振り込みます。

提出期限 3月15日まで

※支給要件など詳しくは市ホームページをご確認ください。

問合先 藤井寺市臨時特別給付金コールセンター

☎936・3070



健康増進計画(第3次)食育推進計画(第2次)〈案〉 に対するパブリックコメント(意見募集中)

募集期間 2月5日(月)まで

対象 市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体

閲覧場所 市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、健康課(2階④番窓口)、保健センター、支所、アイセル シュラ ホール、市民総合体育館、図書館、松水苑、市ホームページ

応募方法 電子メール、郵送、ファックス、窓口で。

※様式は、閲覧場所又は市ホームページからダウンロード可能。

※匿名又は電話によるご意見は受付できません。

※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いて公表します。

ただし、氏名を明記されていない場合や個人的な意見は除きます。

提出・問合先 〒583-8583(住所記載不要)

健康課(2階④番窓口)

☎939・1112 FAX 939・9099

✉ kenkou@city.fujiidera.lg.jp

